

第一回國會 農林委員會會議錄第四十七号

昭和二十二年十一月十七日(月曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

理事大島 義晴君 理事秋原 壽雄君

理事北 二郎君

佐竹 新市君

野上 健次君

細野 三千雄君

水野 実郎君

小林 運美君

關根 久藏君

寺本 齊君

小川 原政信君

田口 助太郎君

松野 頼三君

的場 金右衛門君

山口 武秀君

出席政府委員

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

食糧管理局長官 片柳 眞吉君

委員外の出席者

農林技官 安田 誠三君

專門調査員 岩隈 博君

農林災害補償法案(内閣提出)(第七五號)

○野澤委員長 會議を開きます。

農林災害補償法案は去る十五日質疑を終了いたしましたのですが、この際緊急質疑があるとの委員からのお申し出がありました。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野澤委員長 御異議なきものと認めます、それでは北二郎君。

○北委員 農林當局は農業生産調整法がまだ通過せぬにかかわらず、この法案に基く生産の調整をなされておるようでありますが、これはどういふわけ

でござるおるのか、この點をお聴きしたいと思ひます。

○山添政府委員 農業生産調整法案に關連いたしまして、これはどういふ来年の作付並びに供出から適用したいという強い希望を政府はもつておるわけでありまして、しかしながら法律が成立しませんが、正規の割當等をい

たすわけにはまいりません。そこで行政的な措置をいたしまして、各府縣と相談して、この法律の趣旨に準ずるような措置をいたしておるのであります、これは法律に基くものではなく、行政的な措置、こういう意味合でやつておるのであります。

○北委員 實はこの農業生産調整法であります、日本の百姓はほんとうに手をつくる百姓でありまして、今日のやうな農産物の價格で、非常に農村にむきこいことをしておるのであります。もちろん農作物というものは作付をして、その作付したものに農民は草取りをし、いろいろ作物の手當をして育てるのであります、今日のやうな農産物の價格では百姓はもう生産意欲は全然なく、働く氣持がなくなつてきております。そこで一年に三回ないし四回草取りするものを、一回しか草取りを

しなかつたら、生産は半減するものである。こういうことを農林當局は御存じであるかどうか、また百姓が働かないときに、この生産調整法に基いて百姓一人々々に監視をつけるのかどうか、この點をお伺ひしたいのであります。

○山添政府委員 生産調整法の骨子となりまして思想の根柢は、食糧問題の解決を増産の面から基本的に解決をしていきたい、こういう意圖をもつておることは言うまでもありません。増産をいたしますために、またこの生産調整法の目ざすところを圓滑に行ひましたためには、北委員の御指摘になりましたやうな價格の問題、並びに肥料等のほかの必需物資の問題、これが確保できま

せんければ、結局そこに所期した目的を達せられないことは當然でございます。従つてわれわれの考え方としては、まづ、こういうやうな方式による生産の増加並びに圓滑なる供出を期待いたしますことは、必然的に政府における價格の問題、並びに必需物資の供給については對策を強化し、努力することであると考えております。

○野澤委員長 北委員に申し上げます。生産調整法の御質疑なら、いすれ議題に上つたときにお願ひいたしたいと思ひます。

○北委員 それではこのくらいで私の質疑を終ります。

○野澤委員長 小林委員。

○小林委員 農業災害補償法案の第八

十四條第一項第二號の共済目的が蠶繭となつておりまして、その共済事故の中に「蠶兒の病害及び風水害、干害凍害又はひよ害に因る桑葉の減收」というふうに書いてありますが、この共済の目的が蠶繭となつておりまして、繭と蠶兒、こういうふうになつては、は考へるのであります。この共済事故の項をよく讀んでみますと、蠶兒の病害と、それから風水害その他による桑葉の減收と、この二つだけに限られていて、水稲の場合よりはややく狭くなつておるやうであります、實際問題としていまして、今回の風水害におきまして蠶兒が流されてしまつた。こういうやうなものはこの共済事故の中に、この文章でははいらないやうに考へられます。われわれはこの法案の趣旨から考へまして、蠶兒が水害によつて流されたというやうなものは、明らかにこの災害補償の中にはいるべきものでないかと考へられるのであります、これはどういふふうにご御理解になりますか、はつきりしていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、第八十四條の第一項第一號の水稲の方の共済事故の中に「氣象上の原因(地震及び噴火を含む。)」とありますが、蠶繭の場合もこ

ういふことがあり得るのであります。たとえば現在活火山である淺間山のごときが噴出した場合に、桑園が被害をこうむります。これによりまして災害は、やはり繭の方に適用されるかどうか、この邊をはつきりしていただきたいと思ひます。以上二點を

御質問申し上げます。

○山添政府委員 八十四條第二號の解釋は、小林委員のお述べになりました通りでありまして、蠶兒の病害並びに桑の減收による繭の減收、この二つが共済事故であります。火災によつて飼育中の蠶が焼けてしまつたとか、あるいは水に流されてしまつたとか、あるやうな事故に原因いたします場合には、共済をいたさないであります。

それから桑の葉の減收の共済原因はここに列挙してある通りであります、水稲の場合よりはやく狭くなつております。しかしながらこれは將來水稲の場合と同様に、事故の範圍を擴張したいと思つております。

なおまたこれは一般を通じてありますが、農産物の場合、あるいは蠶繭の場合でも、今の水に家そのものが流されてしまふやうなやうなことによつて生ずる損失をいかに取扱ふかということにつきましては、これはいゝゆる第二類共済としてやつていくか、あるいは資料がはつきりいたしますれば、さやうなものを加へまして、實は大した掛金等には影響がないということになりますれば、共済事故の中に加へますか、これは引續きひとつ研究をいたしたいと思ひます。

○小林委員 ただいまの答えによりまして、第二號の方の蠶兒が飼育中に流されてしまつた。病害以外は対象にならないうことになりまして、これはなにか問題でありまして、この蠶兒の災害をただ病害のみに限るといふこ

とは、この法案全部その他の共済事故をいふ／＼見ましても、養蠶のこうむりまする影響と比較いたしますと、こゝういふものは當然入れていいのではなにかと考へられるのでありますが、ただいまの農政局長のお話によりますと、もう一つの地震の場合等も、水稻の方には地震、噴火がはいつておるけれども、蠶兒の方には及ばぬ。どういふ理由がそこにあるかはつきり納得しかなるのではありませんが、その理由をはつきりしていただきたいと思ひます。

それから今の、二號の方の蠶兒が實際飼育中に水害によつて流されてしまふ。實際問題として今年も關東地方におきましてはあつた問題であります。こゝういつたことはこの中に含めていいのではないかと考へられるのですが、それがいいけないという理由をはつきり承りたいのであります。

○山添政府委員 桑の葉の減収といふことの原因について、稲の場合と桑と違つておりますのは、桑の葉の今までの保険を連作保険に切りかえたといふところに理由があるのであります。従つて桑葉の減収といふことは附隨的に考へるべきであらう。この法案におきましては、原因に多少範圍の差ができておるのであります。しかしそれは必ずしもそうでなければならぬといふ性質のものでございせん。考へてみれば、噴火等によつて桑の葉に影響するといふこともあるわけでありまして、これは最も近い將來に改正をいたしたいと考へておる次第であります。

もう一つの蠶兒の損害について、病害に限らず水にしましても、火にしましても、いわゆる不可抗力によるもの

に擴張したかどうかという御意見につきましても、これは考へ方によれば、火災については火災の共済というやうな第二種の共済の中に入れてもよろしいやうにも思ふのであります。しかし同時にまた、こゝういふ中に織りこみましても實際問題として掛金等の點において大したこともないといふことであらう。さういふ取扱ひをしてもよいかと思ふのであります。元來から申しますれば、保険といふ以上は、共済事故といふものを相當明確にしなければ、保険の理論及び計數の算出というやうな點から困難なのであります。何しろこれは共済保険でありますので、その邊のところは實情に即するがごとく研究いたしたいと思ひます。

○野澤委員長 佐竹委員。○佐竹(新)委員 私は食糧管理局長官にお尋ねしたいと思ひますが、御承知のごとく、本年度の供出は割當でなされて、米價もすでに決定されましたけれども、農民が一番希望してありますものは、米價の問題と裏づけ物資の問題であります。いわゆる再生産のための物資がどの程度に農民の手にはいるかという點に對しては、農民は非常に心配し、またこれを要求しておるのであります。農林省の方におきまして、この農民に對するところの裏づけ物資に對する數字といつたやうなものが、完全につかめておるのか、また物がつかめておるのか。たとえば商工關係あるいは經濟安定本部關係と、いろいろ各省にわたつておることでありまして、農林省におきましてもこれの一元化といふことを非常に希望しておられますが、實際に敏速に農民に米價は決定しましたが、裏づけ物資が

どの程度にはいるのかという數字が、大體においてつかめておるかどうかといふことを一應伺いたい。そのまた集める方法といふやうなものについても伺いたい。

○片柳政府委員 米價決定の経緯からいたしまして、御指摘のように農家に参ります物資を的確敏速に渡しますことの必要でありますことは、申すまでもないこととあります。特にこのパリティ計算で掲上されてあります七十一品目の實施につきましては、これがマル公價格的確に行ふことがなければパリティ計算の數字も破綻を來すわけでありまして、これからわれわれがやるべき仕事は、この農家に行くべき物資を一日も早くお届けしたいといふことで、今いろいろ苦心をいたしておるのであります。今日までに決定いたしました物資は、すでに新聞でも發表いたしておりますが、こゝで總括して申し上げてみますと、纖維製品は作業衣が二百萬着であります。それから紺織が主であります。紺織を主としたしました織物類が、第一類と第二類とを合計いたしますと七百八十七萬五千反、これは相當の數量であります。

それから手袋が二百七十五萬足、以上が纖維製品で、商工省と約束をいたしました數字であります。その他の日用品品であります。地下たが今度追加されました四十萬足を加へまして、全體で四百四十萬足、ゴムぐつが、これは長ぐつ、半長もありまして、全體で十九萬五千足であります。それからゴム草履が同じく十九萬五千足、それから最近進駐軍から放出を受けた軍靴四萬七千足を今度追加してきたわけでありまして、それから自動車、リヤカー

のタイヤ、チューブ、これが全部で三十萬本であります。それから自動車、リヤカーが合計で六千臺、バケツが三萬個、なべ、かまの類が三十八萬個、それから香油、クリーム、の類、これが三十五萬個、それからラジオ三萬八千臺、以上が日用品に類する品目の數量であります。

それから鹽は今後の石炭の割當状況により、特に鹽の輸入状況で若干の變更があるいは起るかとも考へますが、今日まで大蔵省と折衝して決定した數量は二萬七千二百九十二トンであります。これは今申し上げたように、今後の石炭の割當状況なり、特に輸入鹽の輸入状況で若干の變動は免れないものと考へておりますが、できるだけ確保してまいりたい。

産されるものの一部はいつておりますので、この點については、できるだけ製品化を急いでまいりたいといふことでやつております。過去の實績から判定しますと、比較的順調にいつてゐるのは肥料と大蔵省の專賣物資であるタバコ、あるいは酒の類であります。しかし纖維製品なり、あるいは日用品の類が、過去の實績から見ても渡り方が一番が遅いからありますので、本年の報奨物資については纖維製品、日用品等の現物化については特に手を盡してまいりたいと思つております。これは中央においては安定本部と大蔵省、商工省等と連絡をして、報奨物資の促進の委員會のやうなものを設けて、そこでこの仕事を推進してまいりたいと思つております。地方においては過般の米價決定の際に大體承認を得ました二千萬圓の金を府縣に交付して、縣の食糧委員會と町村の食糧委員會にこれらの報奨物資の監視、あるいは督勵に當る機能を附與してまいりたいといふことで、各縣に約二千萬圓の補助金を出して、中央、地方呼應してこの報奨物資の促進をいたしてまいりたいといふ考へで今取進めておるのであります。

それから今年新しく出しましたものが甘味料でありまして、ズルチンまたはサツカリンを四トン出すことに決定いたしました。

それから毎年出す酒が十六萬石、タバコが三億五千萬本、肥料は大體正確な數字をちよつと今記憶しておりませんが、大體リンク肥料が一萬七千トンと記憶しております。基本割當と合しますと相當の量であります。九割を超えたものについて一億二千萬圓の割合で出すものが約一億七千トンくらいであります。

それから單作地帯の燃料事情に應じて、新しく薪炭を七十八萬五千俵、作樂用薪炭を二萬九千九百八十分、以上が今日まで相當苦しい中から、安本、商工省、大蔵省等々と連絡をして決定した數量であります。ただこれらの報奨物資の中には、すでに現在製品化されているものも相當ありますが、今後生

産されるものの一部はいつておりますので、この點については、できるだけ製品化を急いでまいりたいといふことでやつております。過去の實績から判定しますと、比較的順調にいつてゐるのは肥料と大蔵省の專賣物資であるタバコ、あるいは酒の類であります。しかし纖維製品なり、あるいは日用品の類が、過去の實績から見ても渡り方が一番が遅いからありますので、本年の報奨物資については纖維製品、日用品等の現物化については特に手を盡してまいりたいと思つております。これは中央においては安定本部と大蔵省、商工省等と連絡をして、報奨物資の促進の委員會のやうなものを設けて、そこでこの仕事を推進してまいりたいと思つております。地方においては過般の米價決定の際に大體承認を得ました二千萬圓の金を府縣に交付して、縣の食糧委員會と町村の食糧委員會にこれらの報奨物資の監視、あるいは督勵に當る機能を附與してまいりたいといふことで、各縣に約二千萬圓の補助金を出して、中央、地方呼應してこの報奨物資の促進をいたしてまいりたいといふ考へで今取進めておるのであります。

ております。

○佐竹(新)委員 農林省が農民の再生

産のための裏づけ物資に對して、一方ならぬ御苦勞を拂つておられることに對しては敬意を表するものであります。ただその方法であります、先ほども管理局長が説明されたように、委員の機構をもつて各縣にある物資を握りたい。特にその中で纖維製品、日用品が非常に集まりにくいというお話をありますが、その機會にお尋ねしたいと思ひますのは、最近農林省の食糧管理局の方で、特定の買付人を定められて、その買付人が地方にまいついて、ゆるゆる隠匿されていく綿類、纖維類をあつて歩いておられるということを、私は隠匿物資の方の委員をして、關係上聞いておるのでありますが、食糧管理局の方で事實どういふことをやらせておられるかどうか。こういう點は農林省ばかりでなく、私の聞いておるところによると、たとえば石炭を掘り出すために炭礦労働者の鐵道關係品が不足しておられるというので、石炭廳あたりでもやつておると聞いておるのであります。そこで隠匿されておられる者が最も合法的に出す途であるということ、その買付人に對してその物資を連絡して出さつてあるものであります。政府の方では今せつかく流通秩序の制度を確立して、正規なルートで品物を出そうとしているのですが、もちろん一部分は正規なルートに出るかもしれないが、また反面こういうものを隠匿しておられますが、巧妙なる合法的なやり方に隠れて、さらにこれを隠退してやみに流すということが起きておるのであります。農林省の食糧管理局關係の方は、私もまだ材料をつかん

でおりませんが、地方にまいつていろいろことを言つて歩いていくプロローが、おられるということであり、これはたして管理局の方でそういう特定の買付人を出されて、地方で買付けをやらしておられるかどうか、一應お尋ねしてみたいと思ひます。またそれに似寄つたことで何かやつておいでになるか。いわゆる隠匿物資を摘發して、あるいは隠匿されておられるものを經濟安定本部のやうな流通秩序の線によつて、正規のルートであくまでやつておられるものであるか。各省がまたがついていて關連がとりにくいといううなことで、農林省の方として各省に連絡されたかどうか、わかりませんが、そういう買付人でやれば品物が出るといふやうなことでやつておいでになるかどうか、お尋ねしてみたいと思ひます。

○片柳政府委員 ただいま御質問のよかに、安本等の正規のリストに載つておりませんものを、私の方で特定の人に委託をいたしまして、買付をさせておる例は全然ございません。もちろんかような情勢でありますから、二、三の人からどこに農村向けの非常にいる物資があるという話のあつたことは聞いておりますが、私の方から安本なりあるいは所管省と連絡いたしませんで、特定の人に集荷等の委託をしたことは全然ございません。私の方で今やつておられますのは、これは隠匿物資ではないと思ひますが、魚肥の關係だけは、北海道等で一部の米を出しまして、魚肥の買付はやつておりますが、それ以前には全然ございません。○大島(義)委員 小林君の質問と關連しておる點で一應お尋ね申し上げたいと思ひます。實は十五日の私の質問に對して、すなわち農業災害補償法第八十四條の第二號の、蓄蔵に對して噴火の被害を認めないのはどういふわけかという質問に對して、當時農政局長は、これは御説ごもつとものごとであつて、この次の議會にこの文字を二號に入れて、御希望に副うようにいたしたいという答辯をしたと私は承つておるのであります。ところが今小林君の質問に對しては、何かその點はつきりしないやうな點があるのではありませんか、御承知の通り海關を中心とする各縣、あるいは阿蘇を中心とする各縣におきましては、この降灰の被害が相當大きいのであります。もう一度この點をはつきり農政局長から御答辯願いたいと思ひます。

○山添政府委員 同じことを申し上げるのであります。ただいま小林さんの質問に對しては、最も近い機會に御趣旨のよきに改正したい、こういうことを申したのであります。この前は次の議會にと言つたかもしれませんが、いづれにいたしましても、この法案につきましては、次の通常議會に改正をすべき點があるやにも考えておりますので、その際には御趣旨のよきに擴張したいと思つております。

○北委員 先ほど私が質問しましたように、農林省が勝手氣ままに生産の調整をやられておるやうであります。これはまづたく官僚的で、民主主義大逆行だと考えますが、なぜこんなことをやらせるのか承りたいと思ひます。

○井上政府委員 北さんも御存じの通り、わが國の食糧事情から申し上げますと、どうしても年間所要量において

千二、三百萬石不足をいたします。この千二、三百萬石の不足を輸入を仰ぐためには、國內の需給を十分計畫的に遂行して、なるほど日本においても供出及びその管理は實に合理的に行われているということが、連合國側に十分認識されて、初めてその日本の不足する食糧の輸入が確保されるのであります。この點から日本政府といたしましては、できるだけ主要食糧の生産におきまして、その作付において、あるいはまたその育成において、あるいはその供出において、十分に手を打つて、なるほどかくまでやつて努力をして、いるのだという、眞の姿を世界に示す必要があるものであります。これはまた國內の國民の食糧を確保する見地からも、ぜひ農民の協力を求めなければならぬと考えます。そういう見地に於いてやつておるのであります。そのやり方がちよつとみまますと天降りの一方的な割當のやうにみえるのであります。しかしこれは一應麥の作付に作付に對しては、どれくらい必要とするという基本的數字を出しまして、これを現實の作付面積におろした場合は、はたしてそれが妥當であるかどうかというところは、村の調整委員會において十分審議をされて、そこで農民がこれなら引受けても十分いけるという自信のもとに、初めて作付計畫が遂行されるのであります。これはあくまで農民と納得の上においてきめられなければならぬと考えております。農民が不當であるといふもの、また第三者が見て、これははなはだひどい、こういうやり方はいかぬというときには、その計畫は遂行できないのであります。あくまで世間がこれを認め、

かつ第三者もこれを認め、農民も納得するときに、初めてその計畫は計畫通り遂行されると私は考えております。従つてそのやり方は、あくまで農民を納得せしめて、農民とともに日本の食糧を背負つて立つという態勢を立てなければならぬと考えております。

○北委員 だがしかし農林當局において勝手にやるということは、はなはだ非民主的だと思ひますが、この點どう感じますか。

○井上政府委員 勝手にやると申しませうけれども、大體米なら米、あるいは麥なら麥の例年の收穫高というものはきまつておりますし、なおまたこれだけ割當ても、およそ間違ひはなかりうという、大體必要とする所要量というものを示しまして、これによつて一體農民が協力できるかできないかという結論が出てくるのであります。あなただのおつしやいますように、民主的に下から盛り上げてきて總體の數字をつかむというやり方も一應は考えられるのでありますけれども、しかしながら今日のわが國の農村の現状なり、また各縣のいろいろな實情なりを總合いたしましたときに、これを農民の自發的な行爲、あるいは縣當局の自發的な行爲に任した場合、はたして政府の必要とする所要量が確保できるかできないかという問題は非常に民主主義が發展し、かつ農村の經濟が相當豊かになつて、主要食糧を言われなくてもほとんど生産できる環境にある場合においてのみ、それは言われるのではないと思ひます。従いまして一應大體圖が必要とする所要量の妥當性を出して、そうしてこれを農民と協議の上できめていく、こういうやり方をとらざ

るを得ない實情にあるということを、御了承願いたいたしております。

○野溝委員長 北委員に申し上げます。割當の問題についての御質疑は、緊急質問等であつて許しますから、いづれこの法案を審議したあとで、その質疑を許すことにいたしたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野溝委員長 質疑は終了いたしました。これより農業災害補償法案を議題として討論に移ります。

○大島(義)委員 本案はきわめて急速に實施する必要があり、なおまたその質疑において各委員も納得してありますので、討論を省略いたしました。手もとに用意してあります附帯決議を付して本件は可決いたしたいと思ひます。お諮り願ひます。

○野溝委員長 ただいま大島委員の動議によりまして、討論を省略されて、附帯決議を付して本案を承認したいという御意見であります。——いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野溝委員長 討論は省略されました。○大島(義)委員 それではこの附帯決議を、これから手もとに用意してありますので朗讀いたします。

附帯決議

我國は世界有数の天災國である。年々繰返される天災によつて農業の被害も亦莫大である。近くは東北、北海道、關東地方の水害並關西地方を襲つた旱害等により被災地の住民は塗炭の苦しみを嘗めつつある。此の秋に當り、政府は、農民年

來の要望に應え、農業保險に關する舊制度を根本的に改革し、以つて新時代に即應し、農業經營の安定を圖り、ひいては農業生産力の増進に貢獻しようとして、農業災害補償法案を國會に上提せることは、毫に機宜に適せるものとして賛意を寄さる所である。

然しながら本法の内容を検討するに、農業災害の救済に關し、尙幾多の不備缺點を發見するものである。仍つて茲に委員會の決議をもつて左記條項の實施に關し政府の決意を促しその善處方を要望せんとするものである。

左記

一、政府は、養蠶に關し本法を適及適用せざるは甚だ不公平なる處置なるにより、蠶價値上り差益金を以て之を共済する措置を講ずべし。

二、政府は、農作物、蠶繭、及び家畜等の共済掛金に對する農家負擔の輕減を圖るため、政府の負擔割合を増額すること。

三、政府は、陸稻の如く危険率大なるものを共済目的より除外せるは保險の趣旨に副はざるにより、之を速かに共済目的に加えるの措置を講ずること。

四、政府は、本法適用の對象とならざる農業家屋、大農具、地方的作物の被害に關しても、之を共済し得るよう措置を講ずること。

五、政府は、共済事故として雪害を明示するの措置を講ずること。

六、政府は、農業共済團體の所要經費の全額を負担すること。

七、政府は、共済金の迅速適切な

支拂を期するため、金融上特別の措置を講ずること。

右條項中、第一項は即時之を實施し、他は次期國會において本決議の趣旨を實現しもつて農業災害の救済に關して遺憾無きを期するものとす。

右決議する。

こういう決議案であります。この際一言發言いたしておきたいと思ひます。先ほど來小林委員からの御指摘もありましたように、本決議案の中には載つておりませんが、噴火等による桑葉の被害に對しましても、速やかに次の機會においてこれを改正する。さらにまた荒廢桑園に對しまする復舊というものは實に重大な關係にあり、さういふ點は蠶價の値上り、蠶益金というものは莫大な數字に達しておりますので、これらの運用を誤らざるように、荒廢桑園の復舊に特に意を注いでいただきたいと思ひます。

なおまた畜産の保險のごときに至りましては、畜産に公定がありやなしやということはなほ多くの疑問をなしておる點であります。大體農家に於ける役牛、役馬の價格といふものは非常に騰貴しております。今日、この保險に對しましても重大な關心をもつていただきたいと思います。

なおまた去る十五日同僚佐竹議員の附帯決議案に關する質問に對し、農林政務次官より御答辯があつたのであります。これらの附帯決議はいづれも農民の要望してやまざるどころでありますので、その意を體し、この決議の趣旨を尊重し、速やかにこれが實行に移されんことを希望いたしました。附帯決議の説明を終ることにいたします。

す。(拍手)

○野溝委員長 これより採決をいたします。各派協同提案の附帯決議を附するに賛成の諸君は起立を願ひます。

〔議員起立〕

○野溝委員長 起立議員。よつて本案に附帯決議を附するに決しました。これより原案について採擇いたします。原案に賛成の諸君は起立を願ひます。

〔議員起立〕
○野溝委員長 起立議員。よつて本案は附帯決議を附して原案通り可決いたしました。

〔議員起立〕

○北委員 今の農林省が勝手にやつておるといふことは、現在農村にとつて非常に重大なことでありますが、委員長はこれを無視するつもりであるかどうか、これは委員長にお尋ねいたします。

○野溝委員長 委員長からお答えいたします。決して無視はいたしません。北委員に對して本案以外の緊急質疑としてこれを許しておるのであります。政府に對して質疑の點がありましたら、政府に對して質疑の點をいいたします。

○北委員 さつきも農林次官が述べたように、これははなはだ民主的でないと思ひ、決議としては官僚的にやるのだといふことになるのです。か、官僚的にやるのかどうかその點をひとつ伺ひたいと思ひます。

○井上政府委員 官僚的にやろうとは考へておりません。

○北委員 官僚的にやろうと考へていなくても、勝手氣ままにやることは官僚的ではないですか。

○井上政府委員 政府は國民の主要食糧を確保し、かつ國內の治安を維持して、日本再建をはかるという重大な責務をもつてゐるのであります。その責務の必要上、當然國內の主要食糧を確保する行政措置として一定の基準を出して、これによつて國民の協力を求めるという措置は、決して非民主的な行爲であるとは思ひません。

○北委員 しかし國會には農林委員會もあり、いろいろその方面の關係のこともありますのに、これらに何の相談もなく、ただ當局が勝手にやるといふことは、非常に官僚的だと思ひます。この點政府委員はどう考へてゐるのか伺ひたい。

○井上政府委員 よつて政府は本國會に對して臨時農業生産調整法を上程いたして、皆さんの御審議を願つてゐるわけでありまして、この調整法はわが國の當面する食糧危機を突破する必要上、絶対に政府は必要なものとして提案をしておりまして、これは當然國會の協賛を得るものという自信をもつておるのであります。従つてこの法律が通過をいたしましたときに、ただちに麥の作付割當をいたす場合に、時期その他のズレを來してはたいへんでありますので、さういふ一つの見通しの上立つて、一應行政的措置として、今麥の作付割當をいたしてゐるやうな次第であります。

○北委員 しかし地方におきましてはこれを強制しているやうな感があるやうに聞いておりますが、どうしてこういうことをなさるのでありますか。

○井上政府委員 強制という言葉は非常に弊害がございますが、實際において麥なら麥の作付に適する土地であるにかかわらずこれを拒否する。あるいは

は當然麥をつつていただかねばならぬ土地に對して、他の代替作物をまきつけようとするというようなことか

ら、そういう問題が起ると思ひます。この場合はあくまで村の調整委員會において、あるいは縣の調整委員會において、この土地は當然麥をまきつけべき土地である。この土地には代替作物はこの程度で止むべきであるというよう

なことが、公平妥當にきめられまして、それによつて作付割當はいたすのでありまして、決して強制的に、むりやりに麥の作付のできない所に、ある

いはまた當然代替作物としてある一定の條件を備えているものについては、これを認めて、最も合理的に、最も妥當的な作付をやるべきであらうと私は

考えまして、これらはもちろん下部の官廳のいろいろ行風かぬ點もござい

ますが、そういう具體的な實際の實情にあてはまるような方法をとること

はもちろんでありまして、そういうことには政府は今後努力するつもりであります。

○北委員 農林當局だけでなしに、どうぞほかの機關も利用して、みな相談の上でやつていただきたいことを希望いたします。質問を終わります。

○野澤委員長 本日はこれで散會いたします。

午後二時三十八分散會

(參照)

〔十一月十一日本會議において政府の申出の通り承諾議決〕

昭和二十二年十一月八日
内閣總理大臣 片山 哲
衆議院議長 松岡駒吉殿
去月二十日提出した農業災害補償法案

中別紙のとおり修正いたしたく、國會法第五十九條によつて貴院の承諾を得たい。

農業災害補償法案中修正
第五十九條を第六十條とす

第五十八條中「第五十一條」を「第五十二條」に改め、同條を第五十九條とする。

第五十七條中「第五十二條」を「第五十三條」に、「第五十三條」を「第五十四條」に改め、同條を第五十八條とする。

第五十六條中「第五十一條」を「第五十二條」に改め、同條を第五十七條とする。

第五十五條を第五十六條とし、第五十四條を第五十五條とする。

第五十三條中「第五十一條」を「第五十二條」に、「第五十二條」を「第五十一條」に改め、同條を第五十四條とする。

第五十二條中「第五十條」を「第五十一條」に改め、同條を第五十三條とする。

第五十一條を第五十二條とし、第五十條を第五十一條とし、第五十九條の次に次の一條を加える。

第五十條 第十二條第一項の規定により食糧管理特別會計が昭和二十二年において負擔する水稻の

共済掛金に保る負擔金については、同條第三項の規定は、これを適用しない。

農業災害補償法案(内閣提出)に關する報告書

第一類第九号 農林委員會會議錄 第四十七号 昭和二十二年十一月十七日

一、議案の要旨

農業は自然を相手とする産業であり、その經營は自然力に依存すること大であるが、特にわが國は特殊の地理的條件により諸外國に類例をみない程多くの生産上の危険に曝されてゐる。ここにおいて農業保險制度を整備し、以て農業經營の安定條件を準備し、再生産の基礎を確保することは、農業經濟の維持、國民經濟の再建上不可欠の案件である。そこで家畜については昭和十四年以降、農作物については昭和十四年以後昭和十八年の改正を経て、夫々保險制度を實施し來つたのであるが現行制度には内容上種々の制限があるのみならず、近來經濟事情の激變により、その本來的機能を殆ど喪失している。この際現行農業保險法並びに家畜保險法はこれを廢止し、新に農業災害補償法を制定して、保險目的及び事故の範圍を擴充し、共済金額を引上げる等、その根本的な強化の措置を講じようというのである。

二、議案の特色

(一) 市町村區域に農業者全員加入の農業共済組合を設立し、都道府縣單位に農業共済保險組合を設置し、この團體によつて農作物及び家畜の共済保險を一括して行い、更に農業共済保險組合は政府の農業共済再保險特別會計の傘下に入る仕組みとなつてゐる。

(二) 共済目的は水稻、麥、その他供出の對象たる主要食糧作物、蠶繭、牛馬、山羊、綿羊、種豚、

牛馬の胎兒であるが、陸稻は含まない。

(三) 共済事故は農作物に對しては、氣象上の一切の原因とせられ、家畜については死亡、廢用、疾病、傷害及び牛馬の胎兒の死亡とせられてゐる。

(四) 保險期間は、水稻では本田移植期より收穫までの期間、麥類では發芽期より收穫までの期間、その他の作物は、右に準ずる期間、蠶繭では桑の發芽期から最終蠶期の收穫をするに至るまでの期間、牛は生後六箇月以上、但し生産共済では妊娠六箇月以降生後五箇月まで、馬は明

け二歳以上、但し生産共済では妊娠七箇月以降出生の年の末日まで、山羊、綿羊、種豚は生後六箇月以上である。

(五) 保險金額は毎年主務大臣が發當り又は互當り收穫物價額の二分の一を標準としてその基準額を定める。牛馬に關しては死亡廢用共済では價額の八割以内、生産共済では胎兒は母畜共済金額の二割、生後は經過月數に應じて月増金額を加える。疾病共済では診療費の一定割合、山羊、綿羊、種豚は死亡廢用共済のみとし、その率は牛馬と同一とせられてゐる。農家に支拂う保險金の程度は、農作物共済は「筆當り三割以上の、蠶繭共済は五當り四割以上の減收があつた場合に限り、被害の程度に應じ五階級に分類し、豫め定めた金が支拂われる。

(六) 共済掛金は、保險金額に市町村共済組合の定款に定めた掛金率を乗じて計算する。共済掛金率は、主務大臣が地區毎に示す凡十二階級程度の標準掛金率を下らぬ範圍で定める。標準掛金率は、過去一定年間の被害統計を基礎として被害の程度に應じて定める。この農家支拂掛金の一部は、國庫を通じて消費者に轉嫁される。

(七) 農業共済保險組合は、農作物及び蠶繭については共済組合の責任の九割、家畜については金額を保險し、保險組合のこの保險責任は政府によつて再保險される。

(八) 農業共済團體の基準事務費は、國庫が負擔する。

(九) 本法の適用については、特に水稻のみは二十二年産米に遡及する。

三、議案の可決理由
本法案の趣旨は、極めて明瞭であり、且つ農民年來の要望に應えたものであるから、速かにこれを實施するを妥當と認め、しかしながらその内容にはなお幾多の不備缺陥を藏しているから、立法的又は行政的措置により速かなる機會にこれを是正し、農業災害の救済に遺憾なきを期するよう、強力な希望條件を附すべきであるとの理由によつて、附帶決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月二十日
農林委員長 野澤 勝
衆議院議長 松岡駒吉殿

四二七

わが國は世界有数の天災國である。年々繰返される天災によつて農業の被害もまた莫大である。近くは東北、北海道、關東地方の水害、並びに關西地方を襲つた旱害等により被災地の住民は炭炭の苦しみを嘗めつつある。

このときに當り政府は、農民年來の要望に應え、農業保險に關する舊制度を根本的に改革し、以て新時代に即應し、農家經營の安定を圖り、ひいては農業生産力、増強に貢獻しようとして、農業災害補償法案を國會に上程せることは、まことに機宜に適應するものとして賛意を寄さるゝところである。

然しながら、本法の内容を検討するに、農業災害の救済に關し、なお、幾多の不備缺陥を發見するのである。よつてここに委員會の決議をもつて左記條項の實施に關し政府の決意を促しその善處方を要望せんとするものである。

記

一、政府は、養蠶に關し本法を遡及適用せざるは甚だ不公平なる處置なるにより、蠶價值上り差益金を以てこれを共済する措置を講ずべし。

二、政府は、農作物、蠶繭及び家畜等の共済掛金に對する農家負擔の輕減を圖るため、政府の負擔割合を増額すること。

三、政府は、陸稻の如く危険率大なるものを共済目的より除外せるは保險の趣旨に副わざるにより、これを速かに共済目的に加えるの措置を講ずること。

四、政府は、本法適用の對象とならざる農業家屋、大農具、地方的作物の被害に關しても、これを共済し得るよう措置を講ずること。

五、政府は、共済事故として雪害を明示するの措置を講ずること。

六、政府は、農業共済團體の所要經費の全額を負擔すること。

七、政府は、共済金の迅速適切な支拂を期するため、金融上特別の措置を講ずること。

右條項中、第一項は即時これを實施し、他は次期國會において本決議の趣旨を實現し、以て農業の救済に關して遺憾無きを期するものとす。右決議す。